

# 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館 管理運営基本方針

平成 26 年 12 月

武蔵野市教育委員会

## 改定の趣旨

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館（以下、「歴史館」という。）は、武蔵野市歴史資料館（仮称）管理運営基本方針（平成25年11月）（以下、「当初方針」という。）に基づき、武蔵野市の歴史等の調査、研究、保護及び普及に関する事業を行うことにより、歴史等に関する市民の理解を深め、生涯学習の振興を図るとともに、広く教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として設置しました。

歴史館は、武蔵野市の歴史、文化を次世代に伝える拠点として、地域の歴史、文化資源を活用した事業を展開し、市民の地域に対する関心や愛着を醸成し、地域文化の担い手を育成するため、その運営にあたって、歴史館の諸活動の目的を明確化、共有化し、広く市民に提示して、不断に活動の検証と改善を行っていくことが求められます。

新たな取り組みである歴史公文書等に関すること、博物館機能に関すること等、これらを踏まえ、今後の運営方針を定め、運営状況に関する評価と改善を行い、歴史館の設置目的を達成するため、当初方針を改定し、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針（以下「歴史館運営方針」とする。）を定めます。

## 歴史館運営方針の期間と策定体制

歴史館運営方針は、運営の基本的方針を定めていますが、環境変化や市民ニーズへの対応などを踏まえ、5年程度の期間で見直し、適切に更新していくことが必要です。しかし、歴史館は、博物館機能、公文書館機能を併せ持つ、新しいタイプの施設運営が求められていることから、運営上の具体的課題や調整等を、開館後、早めに検証することとし、今回策定する歴史館運営方針は、平成30年3月までの約3年を対象期間として設定します。

平成28年度より歴史館運営方針の策定方法等も含めた見直し作業を行い、学識経験者、地域代表者、利用者等、外部意見を取り入れた策定方式を検討します。平成30年度以降は、5年の計画期間とすることを目標とします。この際、武蔵野市長期計画や生涯学習基本計画のほか、関連するその他の計画との整合性にも留意します。

## 運営にあたっての基本的事項

歴史館の運営にあたっての基本的事項を以下に示します。

### 1) 施設の機能等

#### ①公文書館機能

歴史館は、武蔵野市歴史公文書の管理に関する条例に基づき、歴史公文書について取扱う公文書館機能を有します。

#### ②博物館機能

歴史館は、博物館としての機能を有し、民俗資料、古文書資料、考古資料などの文化財資料のほか、戦争関係資料、その他、市の歴史、文化に関する資料を対象として、①収集 ②保存 ③展

示・公開 ④調査・研究 ⑤教育・普及の5つの機能に基づいた取り組みを行います。

### ③その他の重点的取組

- ア) 学校教育との連携を重視した、通史展示、映像提供、体験活動の場を整備します。
- イ) 歴史文化を中心とした生涯学習と市民交流のための市民スペースの運用を行います。
- ウ) 武蔵野をよりよく知り、愛するための企画展示やイベントを実施します。
- エ) 図書館など関連施設との連携を深め、重層的で効率的な取り組みを行います。

④文化財保護・普及に関する事務を所管し、文化財担当の総合的な窓口を構築し、市の歴史、文化等に関するセンター機能として整備し、活動します。

## 2) 管理運営等

### ①運営主体

管理運営主体は、公文書館機能、博物館機能、文化財保護事務所等を踏まえ、当面、市の直営とします。将来的には、運営業務マニュアルの整備や顕在化する課題や問題点の解消に努め、安定的なサービス提供体制を整えたうえで、総合的に検討し、指定管理者制度の導入について検討します。また、広く市民が歴史館の運営に関わることが出来るように、ボランティアが参加できる環境を整備します。

### ②運営組織

管理部門4名、学芸部門3名を基本としてスタートします。また、新たな取り組みである歴史公文書等に関する専門職については、歴史公文書の取り扱い状況を踏まえ、改めて検討します。

### ③開館日

金曜、土曜、国民の祝日、年末年始を除く、年間約240日とします。

ただし、設置条例への付帯決議を踏まえ、土曜日の開館について試行的な運用を行いながら検討します。

### ④開館時間

午前9時30分から午後5時までとします。

### ⑤セキュリティ

防犯カメラの設置などセキュリティ体制を構築し、来館者が安全で安心して利用できる施設とするとともに、貴重資料の管理に配慮したものとします。

## 実施事業と実施方針

### 1 公文書館機能

歴史館は、市が「文書管理規則」に基づき行政文書を保管及び保存してきたもののうち、今後

保存年限に到達する文書の中で、歴史的に価値のあるもの（以下、「歴史公文書」という。）について、武蔵野市歴史公文書の管理に関する条例に基づき、以下の取り組みを行います。

#### （１）収集

歴史公文書の収集を行います。

#### （２）評価・選別

歴史公文書等の評価・選別にあたって用いる「歴史公文書選別基準」を定め、資料の評価、選別を進めるほか、行政の事務における文書作成過程において、起案者自身が歴史公文書としての予備的審査として意識づけることに取り組みます。

#### （３）保存

歴史公文書等の保存については、原本保存のほか、所蔵スペースや利用効率の向上を目的として、出来る限り資料の電子データ化に取り組みます。また、歴史公文書等を効率的・効果的に管理及び利用していく観点から、保存文書について体系的な目録を作成し、一般公開可能な形でデータベースの構築に取り組み、画像データ等を作成し検索・閲覧等へ対応することを検討します。

#### （４）利活用

公文書管理法では、公文書等を主権者である国民が主体的に利用し得るものであることとして規定しているほか、武蔵野市情報公開条例においても、市が保有する情報の公開が、市民の知る権利に基づく市政への参加を保障し、公正で透明な行政の推進に寄与することを目的としていることから、歴史館では、歴史公文書について、市民の知的財産として一般の利用に供し、現在及び将来の市民への説明責任を果たしていきます。

歴史公文書等は、その歴史的・文化的価値に鑑み、利用を制限する事由は必要最小限にとどめ、原則公開の扱いとすることを基本方針とします。ただし、秘匿されるべき個人情報等も存在するため、その重要性和公開によって得られる公共の利益を比較衡量することが必要です。

このことを踏まえ、公開の範囲については、情報公開制度及び個人情報開示請求制度との整合を図るとともに、時の経過を考慮に入れた公開に関する判断基準（公開基準）を定め運用します。

歴史公文書の利用は、利用希望者の申請に基づいて行い、歴史館が、公開基準に沿って、公開・一部非公開・非公開について判断します。この決定について不服がある場合は、歴史公文書等の管理に関する条例によって不服申し立てをすることが出来るものとします。

また、公文書館としての機能維持、向上を図るため、公文書の評価、選別、保存、整理の諸活動を実施するほか、先に定めた公開基準や利用者への支援等の在り方について、継続した調査研究を行います。

## ２ 博物館機能

歴史館は、博物館としての機能を有するものとします。

以下にあげる対象資料それぞれについて、①収集 ②保存 ③展示・公開 ④調査・研究 ⑤教育・普及の5つの機能を踏まえた取り組みを行います。

#### (1) 民俗資料

近世から現代までの民具（衣食住、生産、生業、交通、運輸、信仰、遊戯、年中行事等）を中心に、時代の変遷とともに本市の歴史、習俗等生活に密着した資料と記録写真・刊行物等の資料を対象とします。

##### ①調査研究・収集

武蔵野市が市民の協力により収集、保存してきた民具等資料について、評価・点検を行い、広く市民・研究者へ還元できるような調査研究を進めます。

民俗資料調査収集協力員（市内に残る有形・無形の民俗資料及びその情報を収集することを目的に委嘱）の制度を発展させ、地域からの情報提供を広く求めていくほか、歴史館の運営に関わる新組織の構築について検討します。同時に、これまで同様、市民に情報を求め、資料調査、記録保存、聞き取り等の調査研究を継続します。

また、新たな資料の収集にあたっては、収集基準に基づき、時代の変遷に合わせて、未来に継承していく必要のある民俗資料を選別し収集していきます。

##### ②保存

調査研究・収集・整理した資料は、歴史館のほか他施設にも分散して保存されるため、それらの資料を遺失することなく正常な状態で保存できるように、必要に応じてくん蒸等処理を行い、適切な環境のもとに保存していきます。

##### ③収蔵・展示

通史展示において資料を活用するほか、企画展示等での資料活用を検討します。また、収蔵庫を展示可能な状態で整備し、団体利用者等への閲覧対応を行う収蔵展示を実施します。

##### ④整理・選別

現在、市が保有している民俗資料のうち、歴史館において展示・収蔵展示できるものは、全体保有量の約30%にとどまります。残る資料に関しては、館外に収蔵スペースを確保の上、引き続き調査研究・保存を行います。また選別基準に基づき一部資料に関しては、教育機関等での活用や、所有者への返却又は廃棄も検討します。

#### (2) 古文書資料

本市では、指定文化財に指定されているものを含め、近世・近代を中心として約7,100点の古文書を所蔵しています

これらの古文書のほか、古地図、絵図、系図など本市にとって歴史的又は芸術的価値の高いもの、その他歴史資料となる学術的価値の高い古文書を歴史館では取り扱います。

#### ①収集・整理・保存

現在、中央図書館に保存されている古文書は、当分の間、引き続き中央図書館において保存します。ただし、一部資料については、歴史館において保存し研究に資するほか展示も行います。現在、市が所蔵していない重要な古文書等の寄託・寄贈または購入については、資料の調査・研究の結果を踏まえ対応します。

収集した資料は、目録等を作成のうえ、整理・保存します。保存方法については、資料の状態に応じて、適切な環境で管理します。特に、酸性紙等による資料への影響を防ぐため、中性紙を利用した保存方法などを検討し、計画的に実施します。

#### ②調査・研究

市史編纂事業により収集された資料を中心として、現在収蔵されている資料の調査研究を継続的に実施するとともに、新発見資料などにも対応し、調査研究を実施していきます。

研究者・市民等に対して、市所蔵資料の検索・閲覧等のサービスを提供します。ただし、原本の状態や権利・プライバシーの問題があるもの、寄託を受けた古文書のうち、所有者の承諾を受けていないものなどは、閲覧の対象外とします。

#### ③展示

豊富な古文書資料を基にした、武蔵野の歴史に関する調査・研究活動を踏まえ、その成果を企画展示等により、来館者へ公開します。

また、これらの展示を通じて、来館者の知的好奇心を高め、生涯学習の動機づけを図ります。

#### ④講座・講演会

本市の歴史や文化を市民に広く伝えていくような講座や講演会を実施します。市内に現存する近世・近代の古文書を市民に解説してもらう古文書解説講座等の連続講座を実施します。また、調査研究の成果を市民に還元するため、講演会等も実施します。

#### ⑤その他

既刊の武蔵野市史等の文献資料について、原資料である古文書資料も含めたデータ化等の研究を進め、市民にとって身近で利用しやすいものとして活用出来るように検討します。

### (3) 考古資料

本市に存する井の頭遺跡群は、東京都の指定史跡であり、現在までの調査成果から後期旧石器時代から歴史時代まで続く遺跡群であることが確認されています。

本市では、この遺跡群から発掘された後期旧石器時代の尖頭器などの考古資料、およそ 20 万点を、関前文化財収蔵庫において収蔵しています。

これら資料のうち、国内でも数少ない縄文時代草創期の土器等、貴重な様々な考古遺物については、これまでの発掘調査の成果等と合わせ常設展示します。また、埋蔵文化財の保護にあた

っては、遺跡の存在を市民に周知することが重要です。そのため、埋蔵文化財の存在をより市民が身近に感じられるような取り組みを実施するとともに、市民の学習活動への活用を行います。

#### ①埋蔵文化財保護

埋蔵文化財包蔵地における建築工事の届け出に伴う指導事務を、文化財保護普及活動の移管に伴い歴史館が行います。本庁と離れることで、市建築指導課との連携等が滞ることがないように、適切な連絡体制を構築し遺漏の無いように努めます。

これまで試掘調査・発掘調査等現場作業並びに出土品管理についての機能を有していた関前文化財収蔵庫は、新収蔵庫への移転を検討します。

#### ②展示・講座

埋蔵文化財の調査研究の成果を、展示等によって市民に還元するほか、豊富な出土遺物等を活用したワークショップ形式の講座事業などを実施し、埋蔵文化財の保護普及に取り組みます。

### (4) 戦争関係資料

本市における戦禍を歴史の教訓として後世に伝え、平和の大切さを学んでいただく機会とするため、第二次世界大戦から終戦までの期間を中心に、中島飛行機関係資料をはじめとした市内の空襲や、戦時下の市民生活に関する資料を収集、保存、展示します。

#### ①資料公開

戦争関係資料（中島飛行機武蔵製作所関係含む）の公開については、現在、市民活動推進課・生涯学習スポーツ課等で保存している資料の中から一部を展示します。

#### ②収集・保存

中島飛行機武蔵製作所を中心とした市内の空襲に関する資料、戦時下の市民の生活や戦後の復興に関する資料など新たな資料が発見された際には、市が受けた戦禍を後世に伝え、平和について考える一助となり得るか、という観点で収集・保存します。

また、戦争の記録や記憶の継承については行政だけでの実行は不可能なため、個人・民間団体の協力のもと、既に作成された記録についても収集・保存を行うなど、市と市民が協力・連携して収集・保存し、保存資料に関する目録を作成します。

資料の収蔵にあたり、歴史館において資料価値を検討のうえ、収蔵スペースを設け、保存していきます。

#### ③利活用

常設展示等において、これら資料の一部を展示するほか、市民による研究活動などを基にした企画展示等への利用も行います。

また、武蔵野市の平和関連事業とも連携するとともに、市民の学習活動への活用も行います。

## (5) その他資料

市の歴史・文化に関する資料、昔の街並みや行事の写真、パンフレット、ポスター、市内の文化人に関する資料等、行政が所有していない資料も数多く存在します。武蔵野市の歴史・文化を記した多くの資料の散逸を防ぎ、後世に残すため、広く武蔵野に関する資料の収集・保存・展示・活用に努めます。

また、これまでに、武蔵野市百年史編さんのために収集した資料についても保存し、活用を図ります。

## (6) 教育・普及活動

### ①学校教育との連携

学校教育における活用を十分に考慮に入れた展示構成を企画し、学習活動により効果的に利用できるものとするため、各学校との連携を図ります。また、学習活動に利用する副読本や教材ツールを、各学校との連携により研究のうえ制作していきます。

### ②研究・報告

所蔵資料の研究のほか、館における学芸員の研究成果を、研究紀要として定期的に発行し提供します。

## 3 その他の重点的取組

歴史館は、旧西部図書館跡地の再活用という条件のもと整備します。

このため、既存施設の床面積を整備上の上限として、公文書館、博物館としての機能を充足することが求められ、結果として民俗資料・古文書資料・考古資料等については、分散保存・活用を念頭に置いた運営形態となりました。

このような点を踏まえ、様々な人々の交流と他の公共施設や機関との連携を図る取り組みを、歴史館の特徴的な活動として位置づけ、具体的な活動方針を定めます。

### ①学校教育とも連携する通史展示・映像提供・体験活動の場の設置

武蔵野市の歴史を、自然環境・原始古代から現代までの通史で伝える展示を、映像等も織り交ぜながら第一展示室において行います。また、民具等実物資料を使った体験学習などにも取り組みます。

### ②歴史文化を中心とした生涯学習と市民交流のための市民スペース、会議室の設置

歴史館の活動に、広く市民が関わることのできる環境を整備し、歴史資料を媒体とした市民交流の拠点とする取組を進めます。

歴史館における取組に、市内歴史関係団体、地域住民、市内の学校（高校・大学・専門学校）等が参画できるような体制を検討します。

また、旧西部図書館が長い間、地域住民にとって「憩いの場」でもあったことから、歴史館



には、この「憩いの場」のイメージを残した市民スペースを設置しました。

同じく、歴史館に設置した市民が利用可能な会議室とともに、市民が交流し、学ぶ環境として有効活用をできるように、運営します。

#### 【市民スペースの具体的機能】

##### ア) 新聞・雑誌等の閲覧

一般的な新聞のほか、雑誌においては、民俗学、考古学などの専門誌を置くことにより、歴史などへの関心を高めます。

##### イ) 書籍などの設置

市民が身近に武蔵野について学び、併せて民俗学・考古学・歴史学などに触れる機会を提供するために、市民スペースから手の届くような距離に書籍・刊行物を置きます。

##### ウ) 武蔵野市の現代パネル展示

市民スペース北側の壁面をパネル展示とすることで、通史展示から連続性を持った空間としています。

##### エ) レクチャーなどの実施

学校の団体見学の際など、多数の来館者が訪れる際にはレクチャーを行う場所として活用します。また、市民スペースを活用した講座・ワークショップ等も検討します。

##### オ) 前庭の活用

前庭は、市民スペースと一体化した利用を可能とし、開館時間中は自由に出入りが出来るものとし、屋外であることの利点を生かした、体験学習の場としても活用します。

#### 【会議室の具体的機能】

会議室は、市民貸し出しを可能とし、会議、学習活動、展示発表等の場としての利用が想定されます。また、学校等団体の来館に対応した映像提供の場としても使用します。

#### ③ ボランティア、市民サポーターの育成

市民が積極的に歴史館に関わり交流できるように、ボランティア、市民サポーター等の育成を検討します。

#### ④ 武蔵野をよりよく知り、愛するための企画展示やイベントの実施

様々な視点によって「武蔵野」をとらえ、研究していくことを、歴史館のテーマの一つとして取り組み、市民自身が主役となる生涯学習活動へのきっかけづくりを行うとともに、市民企画の展示等を支援し実施していきます。

現在を生きる市民が、未来への指針として歴史を学ぶとともに、市民の多様な文化活動を支援し、武蔵野らしい文化の醸成を図り、武蔵野をよりよく知り、愛するための取り組みを行っていきます。

歴史館による企画展示やイベントを定期的実施するほか、市民による企画展示・イベント等も実施できるような体制を準備していきます。

#### ⑤関連施設との連携

武蔵野市立中央図書館では、武蔵野文庫（武蔵国、江戸・東京関係資料、地図・絵図、地誌、行政資料等、約 2,800 点）をはじめ、定点撮影写真資料（平成4年度より市内の定められた地点を定期的に撮影し、武蔵野市の景観の移り変わりを郷土写真資料として記録、保存しているもの）など、武蔵野市の歴史・文化を知るうえで貴重な資料が収集保存されています。

また、武蔵野プレイスでは、武蔵野市に関する映像資料を集めた「武蔵野市地域映像アーカイブ」を構築し、来館者に対して公開し、随時コンテンツの更新を行っています。

さらに、各図書館及び市政資料コーナーにおいては、行政刊行物を中心とした資料を収集・保存しており、これら各部門が保有する資料等と歴史館が保有する資料の相互利用・収蔵等を検討し、重層的かつ効率的なサービスの提供を目指します。

また、各部門にわたる資料に関する様々な質問に対して、図書館のレファレンスサービスなどと連携し、対応できるよう充実を図ります。

#### 4 文化財保護事務の移管

これまで、生涯学習スポーツ課生涯学習係が所管してきた文化財保護普及にかかる事務を歴史館に移管しました。

具体的には、文化財保護委員会議の運営、埋蔵文化財調査、民俗資料調査関係事務、指定文化財の調査、保存、古文書管理保存、文化財保護普及事業、文化財地図作成、古文書解説講座、むさしのばやしチビッコ教室等の開催などです。

歴史館が取り組む公文書館機能、博物館機能と合わせ、文化財保護事務の移管により、武蔵野市における、歴史、文化に関する総合的な拠点が構築され、市民・研究者に対して、必要に応じた情報提供や満足度の高い相談対応が可能となります。

### 事業評価と点検

#### 1 歴史館運営方針に基づく事業実施と評価

歴史館の設置目的を達成するために、方針に沿って取り組む各事業の実施状況を、年度ごとに点検評価することで、短期、中長期的な課題の整理を行い、次年度以降の事業実施に反映させ、館運営の持続的な向上に結び付けることを目的として事業評価と点検を行います。

なお、歴史館の取組は、公文書館、博物館、その他の機能を持つ複合的なものであり、従前の評価や指標等では、歴史館の活動を総合的に評価することは困難です。このことから、まず平成 26 年度は歴史館事業を着実にスタートさせ、館の特性を踏まえた総合的かつ有機的な評価目標や指標の在り方について検討します。

#### 2 評価方法

評価にあたっては、教育委員会事務局による内部評価と利用者アンケート、市民アンケート、専門家等による外部評価を実施し、評価にあたっては出来るだけ定量化し、運営状況の可視化につとめます。本運営方針では以下のように事業評価の指標項目を定め、管理していきます。

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針	実施計画(H26~H29)	H26		
		年度目標	評価項目	評価指標/数値目標
歴史館運営方針を策定し、着実な運用を図るとともに、次期運営方針の検討を進める。	・運営方針に沿った事業を適切に実施する。 ・運営方針の見直しと更新を行う。	運営方針に基づく事業を着実に 行う	事業実施状況	実施・一部実施・ 未実施
		運営方針の見直し 準備	準備状況	実施・一部実施・ 未実施

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針	実施計画(H26~H29)	H26		
		年度目標	評価項目	評価指標/数値目標
運営にあたっての基本的事項	施設の機能等を、運営の中で改善しながら確立していく。	各機能の立ち上げを行う	各機能の状況	実施・一部実施・ 未実施
		運営組織の見直しを行う	見直しの実施状況	実施・一部実施・ 未実施
	管理運営等について、運営組織、開館日等に関して、適切に実施し、改善していく。	土曜日開館について検討する	検討の実施状況	実施・一部実施・ 未実施
		来館者が安全で安心して利用できる施設とすること	来館者意見	来館者アンケート 安心できる /75%以上

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針	実施計画(H26～H29)	H26		
		年度目標	評価項目	評価指標/数値目標
実施事業と実施方針	公文書館機能について適切な運用を図る。	歴史公文書の収集と公開に向けた準備を行う	・収蔵庫への移管 ・目録の作成	実施・一部実施・未実施
		歴史公文書の活用を促進する	利用件数	5件/月 ※1
	博物館機能について適切な運用を図る。	年間を通して利用促進を図る	来館者数	30人/日
		①収集 ②保存 ③展示・公開 ④調査・研究 ⑤教育・普及の5つの機能を踏まえた取り組みを行う	①から⑤までの取り組みの具体的方針を作成する	実施・一部実施・未実施

※1 歴史公文書の利用件数に関しては、暫定値です。

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針	実施計画(H26～H29)	H26		
		年度目標	評価項目	評価指標/数値目標
実施事業と実施方針	歴史館の特性を生かし、様々な人々との交流と他の公共施設や機関との連携を特徴的な活動として取り組む。	学校教育との連携を行う	来館した学校数	・学校数 ・12校/年
		歴史、文化を中心とした生涯学習と市民交流の取り組みを進める	市民スペースの活用方法の検討を行う	実施・一部実施・未実施
		むさしのをよりよく知り、愛するための企画展示やイベントを実施する	企画展示やイベントを実施を検討する	実施・一部実施・未実施
		関連施設との連携を行う	武蔵野プレイス、図書館他施設との連携事業を行う	実施・一部実施・未実施

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針	実施計画(H26～H29)	H26		
		年度目標	評価項目	評価指標/数値目標
実施事業と実施方針	文化財保護普及にかかる事務を歴史館に移管し武蔵野市における、歴史、文化に関する総合的な拠点を構築し、必要に応じた情報提供や満足度の高い相談対応を行う。	文化財保護法に基づく事務を着実に実施する	指定文化財の調査、保存、新規指定等	実施・一部実施・未実施
			埋蔵文化財保護、調査、管理、周知の遺跡に関する情報提供	実施・一部実施・未実施
			民俗資料の調査、管理、公開	実施・一部実施・未実施
			古文書資料の調査、管理、公開	実施・一部実施・未実施
			文化財保護委員会議の運営	実施・一部実施・未実施
			文化財保護に関する講座、教室等の実施	実施・一部実施・未実施

### 3 評価結果の周知

評価の結果については、教育委員会、議会等において報告するとともに、ホームページや市報等において広く市民、利用者に対して周知します。

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館  
管理運営基本方針

平成 26 年 12 月

武蔵野市教育委員会